

〔論 説〕

## EU 会社法統合指令における資本規制

松 田 和 久

- 1 序
- 2 資本
- 3 現物出資
- 4 利益配当
- 5 自己株式
- 6 資本増加
- 7 資本減少
- 8 適用に関する規制

### 1 序

2017年6月14日に欧州議会および欧州理事会が採択した「会社法のある側面に関する指令」(以下、「統合指令」)<sup>(1)</sup>は、EU会社法に関する6つの指令(82/891/EEC指令(第6指令)<sup>(2)</sup>、89/666/EEC指令(第11指令)<sup>(3)</sup>、2005/56/EC指令(越境合併指令)<sup>(4)</sup>、2009/101/EC指令(公示指令)<sup>(5)</sup>、2011/35/EU指令(合併指令)<sup>(6)</sup>、2012/30/EU指令(設立・資本維持変更指令)<sup>(7)</sup>)を統合するものであり、設立および資本維持・変更、公示および会社の無効、他の加盟国において設立された会社の支店に関する公示、合併、越境合併、会社分割について規制している(統合指令1条)。統合指令の制定により、前記6つの指令は廃止となる(統合指令166条)。

欧州委員会および欧州理事会は、EU会社法指令の統合に向けた活動を開始し、2012年

- 
- (1) Directive (EU) 2017/1132 of the European Parliament and of the Council of 14 June 2017 relating to certain aspects of the company law (codification) (OJ L 169, 30.6.2017, p.46).
  - (2) Sixth Council Directive 82/891/EEC of 17 December 1982 based on Article 54 (3) (g) of the Treaty, concerning the division of public limited liability companies (OJ L 378, 31.12.1982, p.47).
  - (3) Eleventh Council Directive 89/666/EEC of 21 December 1989 concerning disclosure requirements in respect of branches opened in a Member State by certain types of company governed by the law of another State (OJ L 395, 30.12.1989, p.36).
  - (4) Directive 2005/56/EC of the European Parliament and of the Council of 26 October 2005 on cross-border mergers of limited liability companies (OJ L 310, 25.11.2005, p.1).
  - (5) Directive 2009/101/EC of the European Parliament and of the Council of 16 September 2009 on coordination of safeguards which, for the protection of the interests of members and third parties, are required by Member States of companies within the meaning of the second paragraph of Article 48 of the Treaty, with a view to making such safeguards equivalent (OJ L 258, 1.10.2009, p.11).
  - (6) Directive 2011/35/EU of the European Parliament and of the Council of 5 April 2011 concerning mergers of public limited liability companies (OJ L 110, 29.4.2011, p.1).

12月12日に公表された「アクションプラン：ヨーロッパ会社法およびコーポレートガバナンス——より関係強化した株主および持続可能な会社のための現代的な法的枠組み」<sup>(8)</sup>において、2013年において大多数の会社法指令の統合を準備する予定であることを明らかにした。その後2015年に「会社法のある側面に関する指令案」<sup>(9)</sup>が提案され、前述のように採択に至っている。統合指令は前文81項、3編168条からなるが、そのほとんどが前述の6つの指令の内容を移行したものである。

このうち資本維持・変更に関する規制について、従来は77/91/EEC指令（第2指令）<sup>(10)</sup>および設立・資本維持変更指令において規制されていたところ、統合指令においては第1編第4章で規制している。本稿においては、統合指令における資本規制について概説する。なお統合指令における公示規制についての概説は別稿に譲り<sup>(11)</sup>、設立および合併・会社分割に関する規制については紙幅の関係上取り扱わない。

## 2 資本

統合指令第1編第4章においては、資本維持・変更に関する規制がなされている。本章に定める調整措置は、附則第1に定める会社（ドイツにおけるAktiengesellschaft、フランスにおけるsociété anonymeなど）に関する加盟国における法律・規則・行政行為に定める規定に適用されるが（統合指令44条1項）、加盟国は、附則第1に定める会社であっても、可変資本型投資信託会社および協同組合について適用しない旨を決定することができ、この例外措置を利用した場合、統合指令26条に定めるあらゆる文書において「可変資本型投資信託会社」もしくは「協同組合」の名称を商号に含めることを加盟国法において要求しなければならない（統合指令44条2項）。なおここにいう「可変資本型投資信託

(7) Directive 2012/30/EU of the European Parliament and of the Council of 25 October 2012 on coordination of safeguards which, for the protection of the interests of members and others, are required by Member States of companies within the meaning of the second paragraph of Article 54 of the Treaty on the Functioning of the European Union, in respect of the formation of public limited liability companies and the maintenance and alteration of their capital, with a view to making such safeguards equivalent (OJ L 315, 14.11.2012, p.74).

(8) Action Plan : European company law and corporate governance — a modern legal framework for more engaged shareholders and sustainable companies (COM (2012) 740 final, 12.12.2012). 当該アクションプランに関する論稿として、拙稿「EU会社法におけるコーポレートガバナンス——2003年・2012年アクションプランに基づく取組み——」稲葉陽二・藤川信夫・岡西賢治編『企業コンプライアンス』131頁以下（高学社、2013年）。

(9) Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council relating to certain aspects of the company law (codification) (COM (2015) 616 final, 3.12.2015).

(10) Second Council Directive 77/91/EEC of 13 December 1976 on co-ordination of safeguards which, for the protection of the interests of members and others are required by Member States of companies within the meaning of the second paragraph of Article 48 of the Treaty, in respect of the formation of public limited liability companies and the maintenance and alteration of their capital, with a view to making such safeguards equivalent (OJ L 26.31.1.1977, p.1). 第2指令に関する論稿として、拙稿「EC会社法第2指令の改正」比較法雑誌39巻2号251頁以下（日本比較法研究所、2005年）。

(11) 拙稿「EU会社法統合指令における公示規制」東洋法学62巻3号219頁以下（東洋大学法学会、2019年）。

会社」とは、①投資リスクの分散および資産運用の結果生じた利益を株主に分配することを目的として、その有する基金をさまざまな株式・土地その他の資産に投資することのみを事業目的とし、②引受株式が公開されており、③定款において資本の最小金額および最大金額について制限を設けたうえで、いつでも株式を償還もしくは転売しうることを定めている会社をいう（統合指令 2 条 2 項 2 文）。

加盟国法は、会社が設立もしくは事業開始の認可のために、少なくとも 25,000 ユーロの最小資本が引き受けられることを要求しなければならない（統合指令 45 条 1 項）。また欧州議会および欧州理事会は 5 年ごとに、EU 条約 50 条 1 項・2 項（g）による欧州委員会からの提案に基づき、EU における経済・通貨動向および大企業・中企業のみならずに附則第 1 に定める会社形態を選択することを許容する意図に照らし、本条 1 項に定める金額を調査し、必要に応じて修正しなければならない（統合指令 45 条 2 項）。そして引受資本は、経済的評価が可能な財産のみで構成しなければならないが、労務の遂行もしくは役務の提供の引受けについては当該財産の一部として構成しなくてもよい（統合指令 46 条）。さらに株式は額面額（額面額がない場合は算定額）を下回る金額で発行することができないが（統合指令 47 条 1 文）、加盟国は、株式の引受けを事業とする者が当該業務の過程において引き受けた株式の総額に満たない額を払い込むことを認めることができる（統合指令 47 条 2 文）。加えて出資の対価として発行される株式は、設立時もしくは事業開始の認可時において、額面額（額面額がない場合は算定額）の 25% を下回らない割合で払い込まなければならないが（統合指令 48 条 1 文）、現物出資によって株式が発行される場合は、設立時もしくは事業開始の認可時から 5 年以内に全部給付されなければならない（統合指令 48 条 2 文）。

### 3 現物出資

あらゆる現物出資に関して、設立前もしくは事業開始の認可前において、行政当局もしくは司法当局によって指名もしくは承認を得た、1 人以上の独立した鑑定人による報告書（以下「鑑定人報告書」）が作成されなければならないが、当該鑑定人は各加盟国法において自然人・法人・会社もしくは企業となりうる（統合指令 49 条 1 項）。鑑定人報告書においては、少なくとも各出資財産および採用された評価方法の記載がなされなければならないが、また当該方法の採用によって生じた評価額が、発行される株式の数および額面額（額面額がない場合は算定額）もしくは割増発行額に少なくとも相当するか否かを記載しなければならない（統合指令 49 条 2 項）。そして鑑定人報告書は統合指令 16 条に基づく各加盟国法に定める方法により公示されなければならない（統合指令 49 条 3 項）。

なお加盟国は、すべての株式の額面額（額面額がない場合は算定額）の 90% が 1 つ以上の会社の現物出資に対して発行され、かつ以下の (a) から (f) の要件を満たす場合において、本条を適用しない旨を定めることができる（統合指令 49 条 4 項）。(a) 現物出資を受ける会社に関して、統合指令 4 条 (i) 項に定める者（定款もしくは設立証書（会社設立前の場合はその原案）に署名した自然人・法人・会社・企業）が鑑定人報告書の免除について同意していること、(b) 当該発起人の同意が本条 3 項により公示されていること、(c) 現物出資をする会社が、法律もしくは定款により分配が認められておらず、かつ少

なくとも現物出資により発行される株式の額面額（額面額がない場合は算定額）と同額の準備金を有すること、(d) 現物出資をする会社が、出資受領会社の債務について前記(c)に定める額と同額の保証を、現物出資による株式が発行されてから現物出資がなされた会計年度に関する出資受領会社の年次報告の公示の1年後まで行うこと（当該期間における株式の譲渡は禁止）、(e) 前記(d)に定める保証が本条3項により公示されていること、(f) 現物出資をする会社が、前記(c)に定める額と同額の準備金を計上し、当該準備金を現物出資がなされた会計年度に関する出資受領会社の年次報告の公示の3年後、もしくは前記(d)に定める保証に関するすべての請求が当該期間内において支払がなされるまで分配しないこと。さらに加盟国は、合併もしくは会社分割の方法により設立され、合併原案もしくは会社分割原案に関する1人以上の独立した鑑定人による報告書が作成されている会社に対して、本条を適用しない旨を定めることができるが（統合指令49条5項1文）、反対に本条を適用する旨を定めた場合、本条1項により作成された鑑定人報告書および合併原案もしくは会社分割原案に関する鑑定人報告書が同一の鑑定人により作成される旨を定めなければならない（統合指令49条5項2文）。

2014/65/EU指令（金融商品市場指令）<sup>(12)</sup>4条1項44号に定める譲渡証券もしくは4条1項17号に定める金銭市場商品が現物出資の対価として交付され、かつ譲渡証券もしくは金融市場商品が取引されている1以上の規制市場（金融商品市場指令4条1項21号）における、現物出資の効力発生日前の十分な期間（加盟国法で決定）における加重平均価格により、当該証券もしくは商品が評価されている場合、加盟国は、執行機関もしくは経営機関の決定に基づき、統合指令49条1項～3項を適用しない旨を定めることができる（統合指令50条1項1文）。ただし当該加重平均価格が、現物出資の効力発生日における財産評価に著しい変動をもたらすような例外的状況（譲渡証券もしくは金融市場商品が取引される市場の流動性の欠如を含む）に影響された場合、執行機関もしくは経営機関の主導および責任において再評価がなされなければならない（統合指令50条1項2文）、当該再評価のため統合指令49条1項～3項を適用しなければならない（統合指令50条1項3文）。

また譲渡証券もしくは金融市場商品以外の財産が現物出資の対価として交付され、かつ当該現物出資が独立した鑑定人による公正評価意見がすでに付され、以下の(a)および(b)の要件を満たしている場合、加盟国は、執行機関もしくは経営機関の決定に基づき、統合指令49条1項～3項を適用しない旨を定めることができる（統合指令50条2項1文）。(a) 当該公正評価が現物出資の効力発生日前6ヶ月内に決定されていること、(b) 当該評価が、出資財産の種類に関して当該加盟国において一般的に許容されている評価基準もしくは原則に従って実行されていること。ただし現物出資の効力発生日における財産の公正評価に著しい変動をもたらすような新たな制限的状況が生じた場合、執行機関もしくは経営機関の主導および責任において再評価がなされなければならない（統合指令50条2項2文）、当該再評価のため統合指令49条1項～3項を適用しなければならない（統合指令50条2項3文）。なお当該再評価がなされない場合、資本増加の決定がなされた日における会社の

(12) Directive 2014/65/EU of the European Parliament and of the Council of 15 May 2014 on markets in financial instruments and amending Directive 2002/92/EC and Directive 2011/61/EU (OJ L 173, 12.6.2014, p.349).

引受資本の5%以上を有する1名以上の株主は、独立した鑑定人による評価を要求することができ、この場合にも統合指令49条1項～3項を適用しなければならない（統合指令50条2項4文）。この株主による評価要求は現物出資の効力発生日までになさなければならない。当該株主は資本増加の決定がなされた日から当該要求日まで会社の引受資本の5%以上を継続して保有していなければならない（統合指令50条2項5文）。

さらに譲渡証券もしくは金融市場商品以外の財産が現物出資の対価として交付され、かつ当該財産の公正評価が、2006/43/EC指令（年次会計および連結会計の法定監査に関する指令）<sup>(13)</sup>による監査の対象となっている直前の会計年度の法定計算書類における個々の財産価格に由来するものである場合、加盟国は、執行機関もしくは経営機関の決定に基づき、統合指令49条1項～3項を適用しない旨を定めることができ（統合指令50条3項1文）、この場合には統合指令50条2項2文～5文を必要な修正を加えて適用しなければならない（統合指令50条3項2文）。

統合指令50条に基づき、現物出資が統合指令49条1項～3項に定める鑑定人報告書なしになされた場合、現物出資の効力発生日後1ヶ月内に統合指令4条(h)の要件（現物出資によって発行された株式の額面金額もしくは無額面株式の数、現物出資された財産および出資者の名称についての定款もしくは設立証書への記載）を満たしたうえで、以下の(a)から(d)の事項を含む宣言を公示しなければならない（統合指令51条1項1文）、当該宣言の公示は統合指令16条に基づく各加盟国法に定める方法により効力を生じる（統合指令51条1項2文）。(a) 当該発行が現物出資によるものである旨、(b) 評価額および評価の根拠もしくは評価方法、(c) 評価額が少なくとも額面額（額面額がない場合は算定額）と一致すること、もしくは当該現物出資により割増発行がなされていること、(d) 当初の評価に関して新たな限定的状況が生じていない旨。また統合指令68条2項による資本増加に関連して現物出資が統合指令49条1項～3項に定める鑑定人報告書なしになされることが提案された場合、資本増加が決定された日および本条1項に掲げる事項の情報に関する告知を、現物出資による財産の提供の効力発生前に、統合指令16条に基づく各加盟国法に定める方法により公示しなければならない（統合指令51条2項1文）。この場合において本条1項による宣言は、上記告知が公示されてから新たな限定的状況が生じていない旨のみに制限される（統合指令51条2項1文）。そして各加盟国は、統合指令49条1項～3項に定める鑑定人報告書なしの現物出資に関する、統合指令50条および本条に定める手続きの遵守を確保するための適切な措置を定めなければならない（統合指令51条3項）。

会社設立時もしくは事業開始の認可時から2年以上のうち加盟国法で定める期間の満了前に、会社が統合指令4条(i)に定める自然人・法人・会社もしくは企業が所有する財産を、引受資本の10分の1以上の対価で取得する場合、当該取得は調査のうえその詳細を統合指令49条1項～3項に定める方法により公示しなければならない。また株主総会の承認を得なければならない（統合指令52条1項1文）。この場合において統合指令50条・

---

(13) Directive 2006/43/EC of the European Parliament and of the Council of 17 May 2006 on statutory audits of annual accounts and consolidated accounts, amending Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC and repealing Council Directive 84/253/EEC (OJ L 157, 9.6.2006, p.87).

51条が必要な修正を加えて適用されなければならない(統合指令52条1項2文)、また加盟国は、当該財産が株主その他の者が所有する場合についても適用される規定を要求することもできる(統合指令52条1項3文)。なお本条1項は会社の通常の事業遂行による取得、行政当局もしくは司法当局の依頼もしくは監督による取得、証券取引所における取得には適用しない(統合指令52条2項)。そして引受資本の減少に関する規定を条件として、株主は出資の履行義務の免除を受けることができない(統合指令53条)。さらに加盟国は、加盟国法による調整がなされるまで、他の種類の会社から公開有限責任会社へ組織変更する場合において、少なくとも統合指令3条~6条および45条~53条と同様の措置を定める規定を要求するのに必要な方法を講じなければならない(統合指令54条)。加えて統合指令3条~6条および45条~54条の規定は、定款もしくは設立証書の変更に関する権限および手続きに関する加盟国法の規定を妨げない(統合指令55条)。

#### 4 利益配当

引受資本の減少の場合を除き、最終の会計年度の終了日において会社の年次会計に計上された純資産額が、引受資本の額に法律もしくは会社の定款により分配することができない準備金を加えた額を下回る(もしくは配当により下回ることになる)場合、株主に対する配当をすることはできず(統合指令56条1項)、引受資本のうち未払込分について貸借対照表の資産の額に含まれていない場合、当該未払込額は引受資本の額から控除しなければならない(統合指令56条2項)。また株主に対する配当の額は、最終の会計年度の末日における利益の額に繰越利益の額および配当目的のために準備金から取り崩した額を加え、かつ繰越損失の額および法律もしくは定款により準備金として計上した額を減じた額を超えてはならない(統合指令56条3項)。なお本条1項~3項にいう「配当」は特に株式に関する配当金もしくは利息の支払を含む(統合指令56条4項)。

そして加盟国法において中間配当の支払を認めている場合、以下の(a)および(b)の条件を満たさなければならない(統合指令56条5項)。(a) 分配のための資金が十分である旨の記載がなされた中間計算書類が作成されること、(b) 配当される額が、年次会計書類が作成された最終の会計年度の末日以降に形成された総利益額に、繰越利益の額および配当目的のために準備金から取り崩した額を加え、かつ繰越損失の額および法律もしくは定款の要求に従い準備金として計上した額を減じた額を超えてはならないこと。なお本条1項~5項は、準備金からの組入れによる引受資本の増加に関する加盟国法の規定を妨げない(統合指令56条6項)。

さらに加盟国法において、確定資本投資信託会社の場合に本条1項の適用を排除する旨を定めることができ(統合指令56条7項1文)、ここにいう「確定資本投資信託会社」は、(a) 投資リスクの分散および資産運用の結果生じた利益を株主に分配することを目的として、その有する基金をさまざまな株式・土地その他の資産に投資することのみを事業目的とし、(b) 引受株式が公開されている会社のみを意味する(統合指令56条7項2文)。加盟国法においてこの例外措置を利用した場合、当該加盟国は、(a)' 統合指令26条に定めるあらゆる文書において「投資信託会社」の名称を商号に含めることを要求し、(b)' 純資産が本条1項に定める額を下回る会社が、最終の会計年度の終了日における年次計算

書類における総資産額が債権者に対する総負債額の1.5倍を下回る（もしくは配当により下回ることになる）場合、株主に対して配当することを認めず、(c)' 純資産が本条1項に定める額を下回る会社が配当した場合、その旨の注記を年次計算書類に付すことを要求しなければならない（統合指令56条7項3文）。

なお統合指令56条に違反する配当は、株主が当該配当が違法であることを知りまたは当該状況下において知らないとすることができないことを会社が証明した場合、当該株主から返還されなければならない（統合指令57条）、また引受資本に重大な欠損（引受資本の半額を超える額を加盟国法で定めることはできない）が生じた場合、会社の解散その他の措置を講ずることを審議する株主総会を、加盟国法が定める期間内に招集しなければならない（統合指令58条1項2項）。

## 5 自己株式

会社の株式は会社自身により引き受けられることはできず（統合指令59条1項）、会社の株式がある者の名をもって会社のために引き受けられた場合、当該出資者の計算で引き受けたものとみなされる（統合指令59条2項）。統合指令4条(i)に定める自然人・法人・会社もしくは企業、または引受資本の増加の場合における執行機関もしくは経営機関の構成員は、本条に違反した場合に引き受けられた株式に対する払い込みをする責任を負うが（統合指令59条3項1文）、自己の責めに帰すべき過失がないことを証明した場合にその者の債務を免除する旨を加盟国法で定めることができる（統合指令59条3項2文）。

同等の立場にあるすべての株主を平等に取り扱う原則および596/2014規則（市場濫用規則）<sup>(14)</sup>にかかわらず、加盟国は会社自身もしくは自己の名をもって会社のためにする者による株式の取得を認めることができ（統合指令60条1項1文）、当該株式取得を認める場合、加盟国は以下の(a)から(c)の条件の下に株式取得をさせなければならない（統合指令60条1項2文）。(a) 当該株式取得の期間および条件、特に最大取得株式数、取得権限付与の最大期間（5年を超えない範囲で加盟国法で定める）、有償取得の場合における最大・最小出資額について決定した株主総会による権限付与がなされていること（執行機関もしくは経営機関の構成員は、各株式取得の効力が生じた際に、(b)および(c)に掲げる条件に配慮する義務を負う）、(b) 会社自身もしくは自己の名をもって会社のためにする者による株式の取得（すでに取得・保有されているものを含む）により、純資産額が統合指令56条1項2項に定める額を下回る効果をもたらすことができないこと、(c) 全額払込済株式のみ当該取引に含むこと。

さらに加盟国は、前記条件に加え以下の(a)'から(e)'の条件の下に株式取得させることができる（統合指令60条1項3文）。(a)' 会社自身もしくは自己の名をもって会社のためにする者により取得された株式（すでに取得・保有されているものを含む）の額面

---

(14) Regulation (EU) No 596/2014 of the European Parliament and of the Council of 16 April 2014 on market abuse (market abuse regulation) and repealing Directive 2003/6/EC of the European Parliament and of the Council and Commission Directives 2003/124/EC, 2003/125/EC and 2004/72/EC (OJ L 173, 12.6.2014, p.1).

額（額面額がない場合は算定額）が、引受資本の10%を下回らない範囲で加盟国が定めた限度を超えないこと、(b)' 自己株式を取得する会社の権限、最大取得株式数、取得権限付与期間および最大・最小出資額について、定款もしくは設立証書に定めがあること、

(c)' 会社が相当の報告および通知の要求に従うこと、(d)' 加盟国が定めるある会社が、引受資本の減少の場合を除き、消却される株式の額面額と同額が株主への分配が認められない準備金（準備金の組入れによる引受資本の増加の目的にのみ用いることができるもの）に含まれる場合に、取得株式の消却を要求することができること、(e)' 当該株式取得が債権者の債権の満足を妨げないこと。

加盟国法は、会社による自己株式取得が会社に対する重大かつ急迫な危害を予防するために必要である場合、本条1項1文(a)1節に定める条件の免除を定めることができ（統合指令60条2項1文）、この場合においては、当該取得の理由および本質、取得株式の額面額（額面額がない場合は算定額）、当該取得株式の引受資本における割合および出資額について、次の株主総会において執行機関もしくは経営機関により報告されなければならない（統合指令50条2項2文）。また加盟国は、当該会社もしくは関連会社の従業員に分配するために、会社自身もしくは自己の名をもって会社のためにする者により株式が取得された場合、本条1項1文(a)1節に定める条件の免除を定めることができ（統合指令60条3項1文）、この場合当該取得から12ヶ月以内に分配されなければならない（統合指令60条3項2文）。

加盟国は以下の(a)から(h)の場合に統合指令60条を適用しない旨を定めることができる（統合指令61条1項）。(a) 資本減少の決定の実行もしくは統合指令82条に基づいて取得される株式、(b) 資産の包括的移転の結果として取得される株式、(c) 無償取得もしくは銀行その他の金融機関による買付委託により取得される全額払込済株式、(d) 特に合併、会社の目的・形態の変更、登記された事業所の国外移転もしくは株式譲渡制限の導入の場合において、少数株主を保護するために法的義務もしくは裁判所の決定に基づき取得される株式、(e) 払込不履行の株主から取得される株式、(f) 関連会社の少数株主の補償のために取得される株式、(g) 株式所有者による会社に対する債務の支払のため、裁判所の命令による売買により取得される全額払込済株式、(h) 統合指令56条7項2文に定める確定資本投資信託会社により発行され、投資家の要求により当該会社もしくは関連会社により取得される全額払込済株式（この場合においては統合指令56条7項3文(a)が適用され、また当該取得により、引受資本の額に法律により分配が禁止されている準備金を加えた額を下回るような純資産額の減少は生じない）。但し本条1項(b)~(g)の場合により取得した株式（自己の名をもって会社のためにする者により取得されたものを含む）は、額面額（額面額がない場合は算定額）が引受資本額の10%を超えない場合を除き、取得から3年以内に処分しなければならない（統合指令61条2項）。当該期間内に処分されない場合、当該株式は消却されなければならない（統合指令61条3項1文）、加盟国法は当該消却により相当の引受資本の減少をもたらす旨を定めることができる（統合指令61条3項2文）。消却される株式の取得により純資産額が統合指令56条1項2項に定める額を下回る結果をもたらす場合、当該引受資本の減少をする旨が定められなければならない（統合指令61条3項3文）。

統合指令60条・61条に違反して取得された株式は、取得から1年以内に処分されなけ



ればならず（統合指令 62 条 1 文）、当該期間内に処分されない場合、統合指令 61 条 3 項が適用されなければならない（統合指令 62 条 2 文）。また加盟国法において、会社自身もしくは自己の名をもって会社のためにする者による株式の取得を認めている場合、常になくとも以下の (a) および (b) の条件の下において当該株式の保有をさせなければならない（統合指令 63 条 1 項）。(a) 株式に付随する権利のうち自己株式に付随する議決権は常に停止すること、(b) 当該株式が貸借対照表の資産に含まれる場合、それと同額の分配が認められない準備金が負債に含まなければならないこと。そして加盟国法において、会社自身もしくは自己の名をもって会社のためにする者による株式の取得を認めている場合、少なくとも以下の (a)' から (d)' の事項を年次計算書類に記載することを要求しなければならない（統合指令 63 条 2 項）。(a)' 当該会計年度においてなされた取得の理由、(b)' 当該年度において取得および処分された株式の数および額面額（額面額がない場合は算定額）および引受資本における割合、(c)' 有償取得もしくは処分の場合の当該株式の出資額、(d)' 会社による取得および保有している株式すべての数および額面額（額面額がない場合は算定額）および引受資本における割合。

加盟国において、第三者による株式の取得に際して会社が直接もしくは間接に資金の立替・貸付・担保提供をすることを認めている場合、統合指令 64 条 2 項～5 項に定める条件の下に当該金融支援をさせなければならない（統合指令 64 条 1 項）。当該金融支援は、特に会社から受ける利益および本条 1 項にいう貸付・立替のために会社に提供される担保に関して、公正な市場条件の下に執行機関もしくは運営機関の責任でなされなければならない（統合指令 64 条 2 項 1 文）、第三者（複数の取引がなされる場合に各相手方）により提供される信用は正当に調査されなければならない（統合指令 64 条 2 項 2 文）。また当該金融支援は、執行機関もしくは運営機関によりそれを承認する株主総会（統合指令 83 条に定める定足数および多数決の規制に従う）に提示されなければならない（統合指令 64 条 3 項 1 文）、その際執行機関もしくは運営機関は以下の (a) から (e) の事項を記載した報告書を株主総会に開示しなければならない（統合指令 64 条 3 項 2 文）。(a) 当該金融支援の理由、(b) 当該金融支援により得られる会社の利益、(c) 当該金融支援がなされる条件、(d) 当該金融支援によって生じる会社の流動性および支払い能力に関する危険、(e) 第三者による株式の取得価格。なお当該報告書は統合指令 16 条により登記簿に公示しなければならない（統合指令 64 条 3 項 3 文）。

第三者に対する集会的な金融支援は、統合指令 60 条 1 項による会社自身もしくは会社のためにする者による自己株式の取得により生じうる純資産額の減少を考慮し、純資産額が統合指令 56 条 1 項 2 項に定める額を下回る結果を生じさせない（統合指令 64 条 4 項 1 文）。なお会社は、集会的金融支援の額に相当する準備金（分配が認められない）を貸借対照表の負債に含めなければならない（統合指令 64 条 4 項 2 文）。また会社から金融支援を受ける第三者が統合指令 60 条 1 項による自己株式もしくは引受資本の増加により発行された株式を引き受ける場合、当該取得もしくは引受は公正な価格でなされなければならない（統合指令 64 条 5 項）。そして本条 1 項～5 項は、銀行その他の金融機関の通常の業務遂行に基づく金融支援、および会社もしくは関連会社の従業員による、もしくは従業員のために取得する目的でなされた金融支援には適用せず（統合指令 64 条 6 項 1 文）、当該金融支援により純資産額が統合指令 56 条 1 項にいう額を下回る結果を生じない（統合指

令64条6項2文)。さらに本条1項～5項は、統合指令61条1項(h)による株式取得の目的でなされた金融支援にも適用しない(統合指令64条7項)。加えて当該会社もしくは2013/34/EU指令(ある企業形態における年次会計書類・連結会計書類に関する指令)<sup>(15)</sup>22条にいう親企業の、執行機関もしくは経営機関の構成員個人もしくは親企業自身、または自己の名をもって当該構成員もしくは親企業のためにする個人が、統合指令64条1項にいう金融支援の当事者となる場合、加盟国は当該金融支援が会社の最善利益に相反しない旨の適切な措置を講じなければならない(統合指令65条)。

会社自身もしくは自己の名をもって会社のためにする者が、自己株式を担保として受領する場合、統合指令60条・61条1項・63条・64条にいう取得とみなすが(統合指令66条1項)、加盟国は銀行その他の金融機関の通常の業務遂行に基づく担保受領には本条1項を適用しない旨を定めることができる(統合指令66条2項)。

公開有限責任会社が附則第2に定める他の会社(ドイツにおける die Aktiengesellschaft, die Kommanditgesellschaft auf Aktien, die Gesellschaft mit beschränkter Haftung, フランスにおける société anonyme, société en commandite par actions, société à responsabilité limitée, société par actions simplifiée など)において直接・間接に議決権の過半数を保有している、もしくは直接・間接に支配的影響力を行行使することができる場合において、当該他の会社による公開有限責任会社の株式の引受・取得・保有は、当該公開有限責任会社自身によるものであるとみなされ(統合指令67条1項1文)、当該他の会社が第三国法の規制を受け、附則第2に定める会社に相当する法的形式を有する場合にも適用される(統合指令67条1項2文)。但し公開有限責任会社による議決権の過半数保有もしくは支配的影響力の行使が間接的になされる場合において、他の会社が有する当該公開有限責任会社の株式に関する議決権が停止されている場合、加盟国は本条1項2項を適用しない旨を定めなければならない(統合指令67条1項3文)。また会社集団に関する国内法規制の調整がなされていない場合、加盟国は以下の(a)から(c)の措置を講じなければならない(統合指令67条2項)。(a) 公開有限責任会社が他の会社に対する支配的影響力を行行使することができることとみなされる場合を定めること(いずれにせよ加盟国法は、公開有限責任会社が①他の会社の執行機関・経営機関もしくは監督機関の構成員の過半数を選任・解任する権限を有し、同時に株主もしくは構成員である場合、もしくは②他の会社の株主もしくは構成員であり、他の株主もしくは構成員の同意の下に株主もしくは構成員の議決権を単独で統制している場合に、支配的影響力を行行使しようと定めなければならないが、①・②以外の規定を加盟国が定める義務はない)、(b) 公開有限責任会社が議決権保有もしくは支配的影響力の行使を間接的にしているとみなされる場合を定めること、(c) 公開有限責任会社が議決権を有するとみなされる状況を明示すること。

なお株式の引受・取得・保有がすでに引受・取得・保有している者以外の者の代わりになされ、かつその者が本条1項にいう公開有限責任会社および他の会社(公開有限責任会

(15) Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 on the annual financial statements, consolidated financial statements and reports of certain types of undertakings, amending Directive 2006/43/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC (OJ L 182, 29.6.2013, p.19).

社により直接・間接に議決権の過半数保有もしくは支配的影響力の行使がなされている)のいずれでもない場合、加盟国は本条1項1文2文を適用しない(統合指令67条3項)。また株式の引受・取得・保有が、加盟国内において証券取引所の会員としての地位および活動を有し、もしくは証券専門業者(本指令において金融機関を含む)を監督する加盟国の関係当局による認可もしくは監督を受けている、証券専門業者としての事業活動の能力および範囲を有する他の会社によりなされる場合、加盟国は本条1項1文2文を適用しない(統合指令67条4項)。そして他の会社に保有されている公開有限責任会社の株式が、当該両会社が本条1項の基準に該当する関係となる以前から取得されていた場合、加盟国は本条1項1文2文を適用せず(統合指令67条5項1文)、この場合当該株式に係る議決権は停止されなければならない、また統合指令60条1項(b)に定める条件を満たすか否かを決定する際に当該株式が考慮されなければならない(統合指令67条5項2文)。さらに公開有限責任会社の株式が以下の(a)および(b)の条件の下に他の会社に取得される場合、加盟国は統合指令61条2項3項・62条を適用しない(統合指令67条6項)。(a)他の会社に保有されている公開有限責任会社の株式に係る議決権が停止されていること、(b)統合指令61条2項3項・62条に基づき、公開有限責任会社の執行機関もしくは運営機関の構成員が他の会社が取得した額と同額で他の会社から株式を買い戻す義務を負っていること(なお公開有限責任会社の執行機関もしくは運営機関の構成員が、当該株式の引受・取得において当該会社が何の役割も果たしていない旨の証明をした場合のみ、この制裁は適用しない)。

## 6 資本増加

あらゆる資本増加については株主総会により決定されなければならない(統合指令68条1項1文)、当該決定および引受資本の増加については、統合指令16条に基づく各加盟国法に定める方法により公示されなければならない(統合指令68条1項2文)。但し定款・設立証書もしくは本条1項に定める規制に従い決定が公示される株主総会により、法定された最高額を考慮して決定された最高額に至るまで引受資本の増加を授権することができ(統合指令68条2項1文)、この場合において引受資本の増加は、決定された額の限度内で権限のある会社機関により決定されなければならない(統合指令68条2項2文)、当該機関の権限の期間は5年とし、株主総会により1回以上更新することができるが各期間は5年を超えてはならない(統合指令68条2項3文)。また種類株式がある場合、本条1項による資本増加に関する株主総会の決定もしくは本条2項による資本増加の授権は、少なくとも当該行為により権利に影響を受ける種類株主ごとに個別の決議をしなければならない(統合指令68条3項)。さらに本条は株式転換権もしくは株式引受権を有するすべての証券の発行に適用されるが、当該証券への転換および引受権の行使には適用されない(統合指令68条4項)。

引受資本の増加に際し出資の対価として発行される株式は、額面額(額面額がない場合は算定額)の少なくとも25%の払い込みがなされなければならない(統合指令69条1文)、割増発行がなされる場合は全額払込をしなければならない(統合指令69条2文)。また引受資本の増加に際し現物出資により株式が発行される場合、引受資本の増加の決定から5

年の期間内に全部給付しなければならず(統合指令70条1項)、当該現物出資は、会社から独立しかつ行政当局もしくは司法当局により指名もしくは承認を受けた1名以上の鑑定人により、資本増加がなされる前に作成された報告書の対象となり(統合指令70条2項1文)、この場合統合指令49条2項3項・50条・51条が適用される(統合指令70条2項2文)。なお引受資本の増加が、合併・会社分割・株式公開買付もしくは公開交換を実行するため、または被吸収会社・分割会社・公開買付もしくは公開交換対象会社の株主に対して対価を支払うためになされる場合、加盟国は本条2項を適用しない旨を定めることができる(統合指令70条3項1文)、合併もしくは会社分割の場合において、合併原案もしくは会社分割原案に対する1名以上の独立した鑑定人の報告書が作成される場合にのみ、加盟国は当該規制を適用しなければならず(統合指令70条3項2文)、加盟国が合併もしくは会社分割の場合に本条2項を適用する旨を定める場合、本条による報告書と合併原案もしくは会社分割原案に対する1名以上の独立した鑑定人の報告書は、同一の鑑定人によって作成される旨を定めることができる(統合指令70条3項3文)。さらに引受資本の増加の際に発行される株式すべてが現物出資をした1つ以上の会社に対して発行され、出資を受ける会社のすべての株主が鑑定人報告書の提出を不要とすることに同意し、かつ統合指令49条4項(b)~(f)の要件を満たしている場合、加盟国は本条2項を適用しない旨を定めることができる(統合指令70条4項)。なお資本増加について全部引受がなされていない場合、発行条件に定められている場合のみ引受がなされた額まで資本は増加する(統合指令71条)。

金銭出資により資本が増加される場合、株式は株主に対しその有する株式の資本における割合に応じた引受権に基づき発行される(統合指令72条1項)。但し加盟国は、(a) 統合指令56条にいう分配および(もしくは)清算の場面における会社資産への参加について制限的な権利を有する株式について、本条1項を適用しない旨を定めなければならない、

(b) 議決権、統合指令56条にいう分配もしくは清算の場面における会社資産への参加に関して、異なる権利を行使する種類株式を有する会社の引受資本が、そのうちの1種類のみ新たな株式を発行することで増加する場合、当該新株の種類株主の権利行使後においてのみ他の種類株主の引受権が行使できる旨を認めることができる(統合指令72条2項)。また引受権の付与およびその行使期間については、統合指令16条に定められた官報に公示されなければならないが(統合指令72条3項1文)、会社が発行する株式すべてが登録されている場合、加盟国法は当該官報への公示を定める必要はなく(統合指令72条3項2文)、この場合当該会社の株主はすべて書面による通知を受けなければならない(統合指令72条3項3文)。なお引受権は付与に関する公示日もしくは株主に対する通知の発送日から14日を下回らない期間内に行使しなければならない(統合指令72条3項4文)。

引受権の制限もしくは排除は、定款もしくは設立証書によりすることはできないが(統合指令72条4項1文)、株主総会の決議によりすることはでき(統合指令72条4項2文)、この場合において執行機関もしくは経営機関は当該株主総会に対し、引受権を制限もしくは排除する理由および提案された発行価格の公正性を示した書面による報告書を要求しなければならない(統合指令72条4項3文)。なお当該株主総会は統合指令83条に定める定足数および多数決の規制に従わなければならない(統合指令72条4項4文)、当該決議は統合指令16条に基づく各加盟国法に定める方法により公示されなければならない(統合

指令 72 条 4 項 5 文)。また加盟国法は、定款・設立証書もしくは本条 4 項に定める定足数・多数決・公示の規制を受ける株主総会により、授權資本の制限内で引受資本を増加する権限を有する会社の機関に対し、引受権を制限もしくは排除する権限を付与することができる旨を定めることができ（統合指令 72 条 5 項 1 文）、当該権限は統合指令 68 条 2 項に定める期間を超えて認められない（統合指令 72 条 5 項 2 文）。なお本条 1 項～5 項は、株式転換権もしくは株式引受権を有するすべての証券の発行に適用されるが、当該証券への転換および引受権の行使には適用されず（統合指令 72 条 6 項）、また本条 1 項 3 項により当該会社の株主に付与するため、引受資本の増加の決議により銀行その他の金融機関に対して株式を発行する場合、引受権は本条 4 項 5 項の目的による排除はなされない（統合指令 72 条 7 項）。

## 7 資本減少

裁判所による命令の場合を除き、あらゆる引受資本の減少については少なくとも、統合指令 79 条・80 条の場合を除いて統合指令 83 条に定める定足数および多数決の規制に従った株主総会の決議によらなければならない（統合指令 73 条 1 文）、当該決議は統合指令 16 条に基づく各加盟国法に定める方法により公示されなければならない（統合指令 73 条 2 文）。なお株主総会の招集通知には、少なくとも資本減少の目的およびその実行方法について明記しなければならない（統合指令 73 条 3 文）。また種類株式がある場合、引受資本の減少に関する株主総会は、少なくとも当該行為により権利に影響を受ける種類株主ごとに個別の決議をしなければならない（統合指令 74 条）。

引受資本の減少の場合において、少なくとも資本減少の決議の公示より前に債権を有する債権者は、当該公示日の段階で弁済期が到来していない債権について、少なくとも担保を得る権利を有しなければならない（統合指令 75 条 1 項 1 文）。この場合において加盟国は当該権利の実行条件を定めなければならない（統合指令 75 条 1 項 2 文）、いずれにせよ加盟国は、債権者が引受資本の減少のため自己の債権の弁済が危うくなること、および会社から十分な措置が得られないことを確実に表明しうるための十分な措置を、適切な行政当局もしくは司法当局に申し出る権限を有することを確保しなければならない（統合指令 75 条 1 項 3 文）。また加盟国法は、債権者が弁済を得るか裁判所が債権者の申し出に応じない旨の決定をするまで、少なくとも当該資本減少は無効であり、もしくは株主の利益に対する支払をすることができない旨を定めなければならない（統合指令 75 条 2 項）。なお本条は、引受資本の減少が株主の出資の残額支払の全部もしくは一部の免除によりなされる場合に適用されなければならない（統合指令 75 条 3 項）。

加盟国は、発生した損失の補填を目的とした引受資本の減少、もしくはその減少後に引受資本の 10% を上回らない額での準備金への金銭の計上を目的とした引受資本の減少について、統合指令 75 条を適用しなくてもよいが（統合指令 76 条 1 項 1 文）、引受資本の減少の場合を除き、当該準備金は株主に配当することができず、当該加盟国が認める限り、発生した損失の補填もしくは当該準備金の資本組入れによる引受資本の増加のためのみに用いることができる（統合指令 76 条 1 項 2 文）。この場合において、加盟国法は少なくとも、引受資本の減少により生じる額が株主に対する支払もしくは配当のため、もしくは株

主の出資義務の免除のために用いられないことを確保するために必要な措置を講じなければならない(統合指令76条2項)。また統合指令45条に基づいて定められた最低資本額を下回るような引受資本の減少をすることはできないが(統合指令77条1文)、加盟国は、少なくとも定められた最低資本額と同額まで引受資本が増加する場合にのみ引受資本の減少の決議が効力を生じる旨をあわせて定める場合、当該減少を認めることができる(統合指令77条2文)。

加盟国法は、引受資本の減少を伴わない引受資本の全部もしくは一部の償還を認めている場合、少なくとも以下の(a)から(c)の条件が遵守されていることを要求しなければならない(統合指令78条)。(a)定款もしくは設立証書が償還についての定めを置いている場合、少なくとも定足数および多数決について通常条件により決議された株主総会に基づき決定されなければならない、定款もしくは設立証書が償還についての定めを置いていない場合、少なくとも統合指令83条に定める定足数および多数決条件による株主総会により決定されなければならない、当該決定が統合指令16条に基づく各加盟国法で定められた方法により公示されなければならないこと、(b)統合指令56条1項~4項にいう配当のために認められる額のみ償還のために用いられること、(c)償還される株式を有する株主が、出資の払い戻しを受ける権利および償還されない株式に関する初期分配の配当に参加する権利を除き、会社における権利を依然として有すること。

加盟国法は、株式の強制消却による引受資本の減少を会社に認めている場合、少なくとも以下の(a)から(e)の条件が遵守されていることを要求しなければならない(統合指令79条1項)。(a)強制消却が、消却される株式が引き受けられる前に定款もしくは設立証書により定められもしくは認められていること、(b)定款もしくは設立証書により強制消却が認められているのみである場合、関係する株主全員の同意がなされた場合を除き、株主総会の決議によらなければならないこと、(c)定款もしくは設立証書により強制消却の条件・方法について定められていない場合、強制消却を決定する会社の機関がそれを決定すること、(d)会社により無償で取得される全額払込済株式、もしくは統合指令56条1項~4項にいう配当のために認められる額により消却される全額払込済株式の場合を除き、統合指令75条が適用されなければならないこと(この場合、消却されるすべての株式に関する額面額(額面額がない場合は算定額)の総額が準備金に計上されなければならない、また引受資本の減少の場合を除き、当該準備金は株主に対して配当してはならず、加盟国において認められている場合に、発生した損失の補填もしくは当該準備金の組入れによる引受資本の増加のためにのみ用いることができる)、(e)強制消却に関する決定が統合指令16条に基づく各加盟国法で定める方法により公示されなければならないこと。なお本条1項に定める場合、統合指令73条1項・74条・76条・83条は適用されない(統合指令79条2項)。

会社自身もしくは自己の名をもって会社のためにする者による取得に基づく、株式の消却による引受資本の減少の場合、当該消却は常に株主総会の決議によらなければならない(統合指令80条1項)。また株式が全額払込済みで、無償で取得される場合もしくは統合指令56条1項~4項にいう配当のために認められた額を用いて取得される場合を除き、統合指令75条が適用されなければならない、この場合は消却されるすべての株式に関する額面額(額面額がない場合は算定額)の総額が準備金に計上されなければならない(統合

指令 80 条 2 項 1 文)。そして引受資本の減少の場合を除き、当該準備金は株主に対して配当してはならず（統合指令 80 条 2 項 2 文）、加盟国において認められている場合に、発生した損失の補填もしくは当該準備金の組入れによる引受資本の増加のためにのみ用いることができる（統合指令 80 条 2 項 3 文）。なお本条に定める場合、統合指令 74 条・76 条・83 条は適用されない（統合指令 80 条 3 項）。さらに統合指令 78 条・79 条 1 項 (b)・80 条 1 項に定める場合において、種類株式がある場合、引受資本の償還もしくは株式消却による引受資本の減少に関する株主総会の決議は、少なくとも当該行為により権利に影響を受ける種類株主ごとに個別の決議をしなければならない（統合指令 81 条）。

加盟国法は、償還株式の発行を会社に認めている場合、当該株式の償還は少なくとも以下の (a) から (h) の条件を満たすことを要求しなければならない（統合指令 82 条）。(a) 償還が償還株式が引き受けられる前に定款もしくは設立証書により認められなければならないこと、(b) 当該株式が全額払込済みであること、(c) 償還の条件および方法が会社の定款もしくは設立証書に定められなければならないこと、(d) 償還が、統合指令 56 条 1 項～4 項にいう配当のために認められた額、もしくは当該償還をするためになされる新株発行により得られた収益の額を用いる場合にのみ、有効であること、(e) すべての償還株式の額面額（額面額がない場合は算定額）の総額が、引受資本の減少の場合を除いて株主に対して配当してはならない準備金に計上され、当該準備金は当該準備金の組入れによる引受資本の増加のためにのみ用いることができること、(f) 償還をするためになされる新株発行により得られた収益の額を用いる償還の場合には (e) が適用されないこと、(g) 株主に対する割増償還の支払について定められる場合、当該割増金が統合指令 56 条 1 項～4 項にいう配当のために認められた額、もしくは本条 (e) に定める準備金を除く、引受資本の減少の場合を除いて株主に対して配当してはならない準備金からのみ支払われること（当該準備金は、当該準備金の組入れによる引受資本の増加のため、統合指令 4 条 (j) に定める費用・株式もしくは社債の発行費用の負担のため、もしくは償還株式もしくは償還社債を有するものに対する割増金の支払のためにのみ、用いることができる）、(h) 償還の通知は統合指令 16 条に基づく各加盟国法に定める方法により公示されなければならないこと。

加盟国法は、統合指令 72 条 4 項 5 項・73 条・74 条・78 条・81 条に定める株主総会の決議が、少なくとも出席した証券もしくは引受資本に付随する議決権の 3 分の 2 以上の多数によってなされることを定めなければならないが（統合指令 83 条 1 文）、引受資本の少なくとも半数が出席している場合、本条 1 文に定める議決権の単純多数決によることを定めることができる（統合指令 83 条 2 文）。

## 8 適用に関する規制

加盟国は、企業資本において従業員もしくは国内法で定める者の団体の参加を促進するための規定を採用もしくは適用のために必要である範囲において、統合指令 48 条 1 文・60 条 1 項 (a) 1 文・68 条・69 条・72 条を修正することができる（統合指令 84 条 1 項）。また加盟国は、特別法により設立され、資本株式会社と労働者株式（議決権を有する代表者により株主総会において代表している会社の従業員に対して発行される）を発行している会

社に対して、統合指令 60 条 1 項 (a) 1 文・73 条・74 条・79 条・80 条を適用しない旨を定めることができる (統合指令 84 条 2 項)。そして加盟国は、2014/59/EU 指令 (金融機関および投資会社の回復・解決の枠組みを定める指令)<sup>(16)</sup> 第 4 編に定める解決のための方法・権限・仕組みを用いる場合、統合指令 49 条・58 条 1 項・68 条 1 項～3 項・70 条 2 項 1 文・72 条・75 条・79 条・80 条・81 条を適用しない旨を定めなければならない (統合指令 84 条 3 項)。さらに本章に定める規制の実施のために、加盟国法は同様の立場にいるすべての株主を平等に取り扱う措置を講じなければならない (統合指令 85 条)。なお加盟国は、第 2 指令に基づいて定められた法律・規則・行政規定の効力発生日にすでに存在する会社に対し、統合指令 4 条 (g) (i) (j) (k) を適用しない旨を定めることができる (統合指令 86 条)。

(2019.9.19 受稿, 2019.10.17 受理)

---

(16) Directive 2014/59/EU of the European Parliament and of the Council of 15 May 2014 establishing a framework for the recovery and resolution of credit institution and investment firms and amending Council Directive 82/891/EEC, and Directives 2001/24/EC, 2002/47/EC, 2004/25/EC, 2005/56/EC, 2007/36/EC, 2011/35/EU, 2012/30/EU and 2013/36/EU, and Regulations (EU) No 1093/2010 and (EU) No 648/2012, of the European Parliament and of the Council (OJ L 173, 12.6.2014, p.190).



〔抄 録〕

2017年6月14日に欧州議会および欧州理事会が採択した「会社法のある側面に関する指令」（以下、「統合指令」）は、EU会社法に関する6つの指令（82/891/EEC指令（第6指令）、89/666/EEC指令（第11指令）、2005/56/EC指令（越境合併指令）、2009/101/EC指令（公示指令）、2011/35/EU指令（合併指令）、2012/30/EU指令（設立・資本維持変更指令））を統合するものであり、設立および資本維持・変更、公示および会社の無効、他の加盟国において設立された会社の支店に関する公示、合併、越境合併、会社分割について規制している。統合指令は前文81項、3編168条からなるが、そのほとんどが前述の6つの指令の内容を移行したものである。このうち資本維持・変更に関する規制について、従来は77/91/EEC指令（第2指令）および設立・資本維持変更指令において規制されていたところ、統合指令においては第1編第4章で規制している。本稿においては、統合指令における資本規制について概説する。